

1 各種法令による子ども・若者の年齢区分

法律の名称	呼称等	年齢区分
少年法	少年	20歳未満の者
刑法	責任年齢	満14歳
児童福祉法	児童	18歳未満の者
	乳児	1歳未満の者
	幼児	満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
	少年	小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者
児童手当法	児童	18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者
母子及び父子並びに寡婦福祉法	児童	20歳未満の者
学校教育法	学齢児童	満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満12歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
	学齢生徒	小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満15歳に達した日の属する学年の終わりまでの者
民法	未成年者	20歳未満の者（令和4年4月1日以降は、18未満の者）
	婚姻適齢	男18歳、女16歳〔未成年者は、父母の同意を得なければならない。〕（令和4年4月1日以降は、男女ともに18歳）
労働基準法	年少者	18歳未満の者
	児童	15歳に達した日以後の最初の3月31日が終了するまでの者
青少年の雇用の促進等に関する法律	青少年	35歳未満。ただし、個々の施策・事業の運用状況等に応じて、おおむね「45歳未満」の者についても、その対象とすることは妨げない（法律上の規定はないが、法律に基づき定められた青少年雇用対策基本方針【令和3年3月29日厚生労働省】において規定）
道路交通法	児童	6歳以上13歳未満の者
	幼児	6歳未満の者
	第二種免許、大型免許を与えない者	21歳未満の者
	中型免許を与えない者	20歳未満の者
	準中型免許、普通免許、大型特殊免許、大型二輪免許及び牽引免許を与えない者	18歳未満の者
	普通二輪免許、小型特殊免許及び原付免許を与えない者	16歳未満の者
子どもの読書活動の推進に関する法律	子ども	おおむね18歳以下の者
未成年者喫煙禁止法	未成年者	20歳未満の者
未成年者飲酒禁止法	未成年者	20歳未満の者
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律	年少者	18歳未満の者
児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律	児童	18歳未満の者
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律	児童	18歳未満の者
青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律	青少年	18歳未満の者
児童の権利に関する条約	児童	18歳未満の者。ただし、当該児童で、その者に適用される法律によりより早く成年に達したものを除く。

2 関係法・条例・規則

○子ども・若者育成支援推進法

(平成二十一年七月八日法律第七十一号)

第百七十一回通常国会 麻生内閣

改正 平成二七年九月一日法律第六六号

子ども・若者育成支援推進法

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 子ども・若者育成支援施策(第七条—第十四条)

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援(第十五条—第二十五条)

第四章 子ども・若者育成支援推進本部(第二十六条—第三十三条)

第五章 罰則(第三十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、子ども・若者が次代の社会を担い、その健やかな成長が我が国社会の発展の基礎をなすものであることにかんがみ、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の理念にのっとり、子ども・若者をめぐる環境が悪化し、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者の問題が深刻な状況にあることを踏まえ、子ども・若者の健やかな育成、子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援その他の取組(以下「子ども・若者育成支援」という。))について、その基本理念、国及び地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めるとともに、子ども・若者育成支援推進本部を設置すること等により、他の関係法律による施策と相まって、総合的な子ども・若者育成支援のための施策(以下「子ども・若者育成支援施策」という。)を推進することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども・若者育成支援は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 一人一人の子ども・若者が、健やかに成長し、社会とのかかわりを自覚しつつ、自立した個人としての自己を確立し、他者とともに次代の社会を担うことができるようになることを目指すこと。
- 二 子ども・若者について、個人としての尊厳が重んぜられ、不当な差別的取扱いを受けることがないようにするとともに、その意見を十分に尊重しつつ、その最善の利益を考慮すること。
- 三 子ども・若者が成長する過程においては、様々な社会的要因が影響を及ぼすものであると

ともに、とりわけ良好な家庭的環境で生活することが重要であることを旨とすること。

四 子ども・若者育成支援において、家庭、学校、職域、地域その他の社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力しながら一体的に取り組むこと。

五 子ども・若者の発達段階、生活環境、特性その他の状況に応じてその健やかな成長が図られるよう、良好な社会環境(教育、医療及び雇用に係る環境を含む。以下同じ。)の整備その他必要な配慮を行うこと。

六 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における知見を総合して行うこと。

七 修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対しては、その困難の内容及び程度に応じ、当該子ども・若者の意思を十分に尊重しつつ、必要な支援を行うこと。

(国の責務)

第三条 国は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子ども・若者育成支援施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、子ども・若者育成支援に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内における子ども・若者の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(法制上の措置等)

第五条 政府は、子ども・若者育成支援施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第六条 政府は、毎年、国会に、我が国における子ども・若者の状況及び政府が講じた子ども・若者育成支援施策の実施の状況に関する報告を提出するとともに、これを公表しなければならない。

第二章 子ども・若者育成支援施策

(子ども・若者育成支援施策の基本)

第七条 子ども・若者育成支援施策は、基本理念にのっとり、国及び地方公共団体の関係機関相互の密接な連携並びに民間の団体及び国民一般の理解と協力の下に、関連分野における総合的な取組として行われなければならない。

(子ども・若者育成支援推進大綱)

第八条 子ども・若者育成支援推進本部は、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱(以下「子ども・若者育成支援推進大綱」という。)を作成しなければならない。

2 子ども・若者育成支援推進大綱は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 子ども・若者育成支援施策に関する基本的な方針

二 子ども・若者育成支援施策に関する次に掲げる事項

イ 教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の各関連分野における施策に関する事項

ロ 子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備に関する事項

ハ 第二条第七号に規定する支援に関する事項

ニ イからハまでに掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策に関する重要事項

三 子ども・若者育成支援施策を総合的に実施するために必要な国の関係行政機関、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 子ども・若者育成支援に関する国民の理解の増進に関する事項

五 子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な調査研究に関する事項

六 子ども・若者育成支援に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項

七 子ども・若者育成支援に関する国際的な協力に関する事項

八 前各号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援施策を推進するために必要な事項

3 子ども・若者育成支援推進本部は、第一項の規定により子ども・若者育成支援推進大綱を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(都道府県子ども・若者計画等)

第九条 都道府県は、子ども・若者育成支援推進大綱を勘案して、当該都道府県の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(以下この条において「都道府県子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱(都道府県子ども・若者計画が作成されているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画)を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画(次項において「市町村子ども・若者計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども・若者計画又は市町村子ども・若者計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(国民の理解の増進等)

第十条 国及び地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関し、広く国民一般の関心を高め、その理解と協力を得るとともに、社会を構成する多様な主体の参加による自主的な活動に資するよう、必要な啓発活動を積極的に行うものとする。

(社会環境の整備)

第十一条 国及び地方公共団体は、子ども・若者の健やかな成長を阻害する行為の防止その他の

子ども・若者の健やかな成長に資する良好な社会環境の整備について、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第十二条 国は、子ども・若者育成支援施策の策定及び実施に関して、子ども・若者を含めた国民の意見をその施策に反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

(子ども・若者総合相談センター)

第十三条 地方公共団体は、子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他の必要な情報の提供及び助言を行う拠点(第二十条第三項において「子ども・若者総合相談センター」という。)としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十四条 国は、子ども・若者育成支援施策に関し、地方公共団体が実施する施策及び民間の団体が行う子ども・若者の社会参加の促進その他の活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援

(関係機関等による支援)

第十五条 国及び地方公共団体の機関、公益社団法人及び公益財団法人、特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の団体並びに学識経験者その他の者であって、教育、福祉、保健、医療、矯正、更生保護、雇用その他の子ども・若者育成支援に関連する分野の事務に従事するもの(以下「関係機関等」という。)は、修学及び就業のいずれもしていない子ども・若者その他の子ども・若者であって、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対する次に掲げる支援(以下この章において単に「支援」という。)を行うよう努めるものとする。

一 社会生活を円滑に営むことができるようにするために、関係機関等の施設、子ども・若者の住居その他の適切な場所において、必要な相談、助言又は指導を行うこと。

二 医療及び療養を受けることを助けること。

三 生活環境を改善すること。

四 修学又は就業を助けること。

五 前号に掲げるもののほか、社会生活を営むために必要な知識技能の習得を助けること。

六 前各号に掲げるもののほか、社会生活を円滑に営むことができるようにするための援助を行うこと。

2 関係機関等は、前項に規定する子ども・若者に対する支援に寄与するため、当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者に対し、相談及び助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

(関係機関等の責務)

第十六条 関係機関等は、必要な支援が早期かつ円滑に行われるよう、次に掲げる措置をとるとともに、必要な支援を継続的に行うよう努めるものとする。

- 一 前条第一項に規定する子ども・若者の状況を把握すること。
- 二 相互に連携を図るとともに、前条第一項に規定する子ども・若者又は当該子ども・若者の家族その他子ども・若者が円滑な社会生活を営むことに関係する者を必要に応じて速やかに適切な関係機関等に誘導すること。
- 三 関係機関等が行う支援について、地域住民に周知すること。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、第十五条第一項に規定する子ども・若者が社会生活を円滑に営む上での困難を有することとなった原因の究明、支援の方法等に関する必要な調査研究を行うよう努めるものとする。

(人材の養成等)

第十八条 国及び地方公共団体は、支援が適切に行われるよう、必要な知見を有する人材の養成及び資質の向上並びに第十五条第一項各号に掲げる支援を実施するための体制の整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(子ども・若者支援地域協議会)

第十九条 地方公共団体は、関係機関等が行う支援を適切に組み合わせることによりその効果的かつ円滑な実施を図るため、単独で又は共同して、関係機関等により構成される子ども・若者支援地域協議会(以下「協議会」という。)を置くよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

(協議会の事務等)

第二十条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報の交換を行うとともに、支援の内容に関する協議を行うものとする。

- 2 協議会を構成する関係機関等(以下「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、支援を行うものとする。
- 3 協議会は、第一項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等による支援の実施に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等(構成機関等に該当しない子ども・若者総合相談センターとしての機能を担う者を含む。)に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供、意見の開陳その他の必要な協力を求めることができる。

(子ども・若者支援調整機関)

第二十一条 協議会を設置した地方公共団体の長は、構成機関等のうちから一の機関又は団体を限り子ども・若者支援調整機関(以下「調整機関」という。)として指定することができる。

- 2 調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、必要な支援が適切に行われるよう、協議会の定めるところにより、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じて他の構成機関等が行う支援を組み合わせるなど構成機関等相互の連絡調整を行うものとする。

(子ども・若者指定支援機関)

第二十二条 協議会を設置した地方公共団体の長は、当該協議会において行われる支援の全般について主導的な役割を果たす者を定めることにより必要な支援が適切に行われることを確保するため、構成機関等(調整機関を含む。)のうちから一の団体を限り子ども・若者指定支援機関(以下「指定支援機関」という。)として指定することができる。

- 2 指定支援機関は、協議会の定めるところにより、調整機関と連携し、構成機関等が行う支援の状況を把握しつつ、必要に応じ、第十五条第一項第一号に掲げる支援その他の支援を実施するものとする。

(指定支援機関への援助等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、指定支援機関が前条第二項の業務を適切に行うことができるようにするため、情報の提供、助言その他必要な援助を行うよう努めるものとする。

- 2 国は、必要な支援があまねく全国において効果的かつ円滑に行われるよう、前項に掲げるもののほか、指定支援機関の指定を行っていない地方公共団体(協議会を設置していない地方公共団体を含む。)に対し、情報の提供、助言その他必要な援助を行うものとする。
- 3 協議会及び構成機関等は、指定支援機関に対し、支援の対象となる子ども・若者に関する情報の提供その他必要な協力を行うよう努めるものとする。

(秘密保持義務)

第二十四条 協議会の事務(調整機関及び指定支援機関としての事務を含む。以下この条において同じ。)に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十五条 第十九条から前条までに定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第四章 子ども・若者育成支援推進本部

(設置)

第二十六条 内閣府に、特別の機関として、子ども・若者育成支援推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務等)

第二十七条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 子ども・若者育成支援推進大綱を作成し、及びその実施を推進すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、子ども・若者育成支援に関する重要な事項について審議すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、他の法令の規定により本部に属させられた事務

2 本部は、前項第一号に掲げる事務を遂行するため、必要に応じ、地方公共団体又は協議会の意見を聴くものとする。

(組織)

第二十八条 本部は、子ども・若者育成支援推進本部長、子ども・若者育成支援推進副本部長及び子ども・若者育成支援推進本部員をもって組織する。

(子ども・若者育成支援推進本部長)

第二十九条 本部の長は、子ども・若者育成支援推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(子ども・若者育成支援推進副本部長)

第三十条 本部に、子ども・若者育成支援推進副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、内閣官房長官並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第九条第一項に規定する特命担当大臣であつて同項の規定により命を受けて同法第四条第一項第二十五号に掲げる事項に関する事務及びこれに関連する同条第三項に規定する事務を掌理するものをもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(平二七法六六・一部改正)

(子ども・若者育成支援推進本部員)

第三十一条 本部に、子ども・若者育成支援推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
- 二 総務大臣
- 三 法務大臣
- 四 文部科学大臣
- 五 厚生労働大臣
- 六 経済産業大臣
- 七 前各号に掲げるもののほか、本部長及び副本部長以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(資料提出の要求等)

第三十二条 本部は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十三条 第二十六条から前条までに定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章 罰則

第三十四条 第二十四条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二十一年政令第二八〇号で平成二十二年四月一日から施行)

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、我が国における子ども・若者をめぐる状況及びこの法律の施行の状況を踏まえ、子ども・若者育成支援施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二十七年九月一日法律第六六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。

○ 地方青少年問題協議会法

(昭和二十八年七月二十五日法律第八十三号)

第十六回特別国会

第五次吉田内閣

改正 昭和三二年六月一日法律第一五八号

同三三年五月一〇日同第一四四号

同三七年四月一六日同第七七号

同四一年三月三十一日同第一六号

同四三年六月一五日同第九九号

同五八年一二月二日同第八〇号

平成十一年七月一六日同第一〇二号

同二五年六月一四日同第四四号

青少年問題協議会設置法をここに公布する。

地方青少年問題協議会法

(昭四一法一六・平一一法一〇二・改称)

(設置)

第一条 都道府県及び市(特別区を含む。以下同じ。)町村に、附属機関として、それぞれ都道府県青少年問題協議会及び市町村青少年問題協議会(特別区にあつては、特別区青少年問題協議会。以下同じ。)(以下「地方青少年問題協議会」と総称する。)を置くことができる。

(昭四一法一六・全改、平一一法一〇二・旧第五条繰上・一部改正)

(所掌事務)

第二条 地方青少年問題協議会は、当該地方公共団体における次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の樹立につき必要な重要事項を調査審議すること。

二 青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策の適切な実施を期するために必要な関係行政機関相互の連絡調整を図ること。

2 地方青少年問題協議会は、前項に規定する事項に関し、当該地方公共団体の長及びその区域内にある関係行政機関に対し、意見を述べることができる。

(昭四一法一六・全改、平一一法一〇二・旧第六条繰上・一部改正)

(組織)

第三条 地方青少年問題協議会は、会長及び委員若干人で組織する。

(昭四一法一六・一部改正、平一一法一〇二・旧第七条繰上・一部改正、平二五法四四・一部改正)

(相互の連絡)

第四条 地方青少年問題協議会は、相互に緊密な連絡をとらなければならない。

(昭四一法一六・全改、平一一法一〇二・旧第八条繰上・一部改正)

(経費)

第五条 国は、都道府県青少年問題協議会を置く都道府県及び市青少年問題協議会を置く地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市に対し、予算の範囲内において、当該都道府県青少年問題協議会及び市青少年問題協議会の運営に要する経費の一部を補助することができる。

(昭三七法七七・一部改正、平一一法一〇二・旧第九条繰上)

(条例への委任)

第六条 この法律に定めるものを除くほか、地方青少年問題協議会に関し必要な事項は、条例で定める。

(昭四一法一六・一部改正、平一一法一〇二・旧第十条繰上・一部改正)

附 則 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和三二年六月一日法律第一五八号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十二年八月一日から施行する。

附 則 (昭和三七年四月一六日法律第七七号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四一年三月三十一日法律第一六号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

附 則 (昭和四三年六月一五日法律第九九号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五八年一二月二日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、総務庁設置法(昭和五十八年法律第七十九号)の施行の日から施行する。

(施行の日=昭和五九年七月一日)

(経過措置)

5 従前の総理府又は行政管理庁の審議会等で、次の表の上欄に掲げるもの及びその会長、委員その他の職員は、それぞれ下欄に掲げる行政機関の相当の機関及び職員となり、同一性をもつ

て存続するものとする。

公務員制度審議会 恩給審査会 地域改善対策協議会 青少年問題審議会 統計審議会	総務庁
国民生活安定審議会	経済企画庁
放射線審議会	科学技術庁
海外移住審議会	外務省
中央心身障害者対策協議会	厚生省
農政審議会 沿岸漁業等振興審議会 林政審議会	農林水産省
中小企業政策審議会	通商産業省
観光政策審議会	運輸省
雇用審議会	労働省

6 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めることができる。

附 則（平成十一年七月一六日法律第一〇二号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成一三年一月六日）

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から五まで 略

六 青少年問題審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成二五年六月一四日法律第四四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第一条、第五条、第七条(消防組織法第十五条の改正規定に限る。)、第九条、第十条、第十四条(地方独立行政法人法目次の改正規定(「第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置(第五十九条―第六十七条)」を「／第六章 移行型地方独立行政法人の設立に伴う措置(第五十九条―第六十七条)／第六章の二 特定地方独立行政法人から一般地方独立行政法人への移行に伴う措置(第六十七条の二―第六十七条の七)／」に改める部分に限る。)、同法第八条、第五十五条及び第五十九条第一項の改正規定並びに同法第六章の次に一章を加える改正規定を除く。)、第十五条、第二十二條(民生委員法第四条の改正規定に限る。)、第三十六条、第四十条(森林法第七十条第一項の改正規定に限る。)、第五十条(建設業法第二十五条の二第一項の改正規定に限る。)、第五十一条、第五十二条(建築基準法第七十九条第一項の改正規定に限る。)、第五十三条、第六十一条(都市計画法第七十八条第二項の改正規定に限る。)、第六十二条、第六十五条(国土利用計画法第十五条第二項の改正規定を除く。)及び第七十二条の規定並びに次条、附則第三条第二項、第四条、第六条第二項及び第三項、第十三条、第十四条(地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第百五十二号)第百四十一条の二の次に二条を加える改正規定中第百四十一条の四に係る部分に限る。)、第十六条並びに第十八条の規定 平成二十六年四月一日

(政令への委任)

第十一条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

○ 那覇市青少年問題協議会設置条例

昭和56年4月1日条例第16号

改正 平成12年11月15日条例第50号

平成26年3月27日条例第12号

(設置)

第1条 地方青少年問題協議会法(昭和28年法律第83号。以下「法」という。)第1条の規定に基づき、那覇市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務及び意見の具申)

第2条 協議会の所掌事務及び意見の具申については、法第2条に規定するところによる。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 国及び県の青少年関係機関及び施設の職員
- (2) 青少年関係団体の構成員
- (3) 学識経験者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長がともに事故があるとき又は欠けたときは、委員のうちから会長があらかじめ指名する者がその職務を行う。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第7条 協議会に専門の事項を調査させるため、必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから市長が任命又は委嘱する。
- 3 専門委員は、当該専門事項の調査が終了したときは、解任されるものとする。

(関係者の出席)

第8条 協議会において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 那覇市附属機関の設置に関する条例(昭和52年那覇市条例第2号)の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の項中「

那覇市中心身障害児適正就学指導審議会	特殊教育を要する心身障害児の判定等に関すること
那覇市青少年健全育成協議会	青少年の指導育成等に関すること

」を「

那覇市中心身障害児適正就学指導審議会	特殊教育を要する心身障害児の判定等に関すること
--------------------	-------------------------

」に改める。

付 則(平成12年11月15日条例第50号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

付 則(平成26年3月27日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に委員である者は、この条例の施行の日に、この条例による改正後の第3条第2項の規定により委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、平成28年3月31日までとする。

○ 那覇市青少年問題協議会設置条例施行規則

昭和56年5月1日

規則第14号

改正 平成4年6月1日規則第21号

平成10年4月1日規則第15号

平成10年5月25日規則第33号

平成12年3月31日規則第14号

平成13年3月30日規則第9号

平成13年10月15日規則第40号

平成15年3月31日規則第7号

平成16年3月29日規則第17号

平成17年3月31日規則第25号

平成18年3月31日規則第15号

平成19年3月30日規則第19号

平成19年7月2日規則第38号

平成23年3月31日規則第10号

平成24年3月30日規則第25号

平成25年3月29日規則第57号

平成26年3月27日規則第15号

平成27年3月31日規則第13号

平成28年2月17日規則第8号

平成31年3月26日規則第13号

令和元年10月29日規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、那覇市青少年問題協議会設置条例(昭和56年那覇市条例第16号)第9条の規定に基づき那覇市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 協議会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 臨時会は必要に応じて招集する。

(幹事会)

第3条 協議会で審議する議案その他青少年健全育成に関する必要な事項について調査するため、協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、次に掲げる者をもって組織する。

生涯学習部副部長、生涯学習課長、生涯学習課青少年育成室長、市民スポーツ課長、学校教育課長、教育相談課長、市民生活安全課長、商工農水課長、障がい福祉課長、保護管理課長、健康増進課長、地域保健課長、こども政策課長、子育て応援課長

3 幹事会に幹事長及び副幹事長を置き、幹事長に生涯学習部副部長を、副幹事長に生涯学習課青少年育成室長をもって充てる。

4 幹事長は、会務を総理し、会議の議長となる。

5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるとき又は幹事長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集する。

7 幹事長は、必要があると認めるときは、関係職員に対し幹事会への出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第4条 協議会の庶務は、生涯学習課青少年育成室において処理する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成4年6月1日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成10年4月1日規則第15号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成10年5月25日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成12年3月31日規則第14号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。(後略)

付 則(平成13年3月30日規則第9号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

付 則(平成13年10月15日規則第40号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成15年3月31日規則第7号抄)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

付 則(平成16年3月29日規則第17号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成17年3月31日規則第25号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則(平成18年3月31日規則第15号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

付 則(平成19年3月30日規則第19号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成19年7月2日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成23年3月31日規則第10号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

付 則(平成24年3月30日規則第25号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(平成25年3月29日規則第57号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成26年3月27日規則第15号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則(平成27年3月31日規則第13号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成28年2月17日規則第8号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(平成31年3月26日規則第13号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

付 則(令和元年10月29日規則第19号)

この規則は、令和元年11月1日から施行する。

3 那覇市子ども・若者計画（諮問書・答申書）

（諮問書）

諮 問 第 1 号
令和元年11月22日

那覇市青少年問題協議会
会長 島袋 恒男 様

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市子ども・若者計画（な一ふぁぬわらび・わかむん計画）の改訂について（諮問）

那覇市青少年問題協議会設置条例第2条の規定に基づき、諮問致します。

記

【諮問理由】

現在の那覇市子ども・若者計画（な一ふぁぬわらび・わかむん計画）の計画期間は平成27年度から令和元年までとなっており、次期計画の改訂を行うため那覇市青少年問題協議会設置条例第2条の規定に基づき、諮問致します。

(答申書)

答 申 第 1 号
令和3年12月20日

那覇市長 城間 幹子 様

那覇市青少年問題協議会
会 長 島袋 恒男

第2次な一ふあぬわらび・わかむん計画について(答申)

令和元年11月22付け、諮問第1号で諮問のあったことについて、下記のとおり答申致します。

記

当協議会では、令和元年11月22日から令和3年11月19日までの間、4回にわたり、第2次な一ふあぬわらび・わかむん計画について厳正に協議を行った結果、別添「第2次な一ふあぬわらび・わかむん計画（案）」のとおり取り纏めましたので、答申致します。

4 本計画の策定経過

年月日	協議会等	内容
令和元年 11月13日	第1回那覇市青少年問題協議会 幹事会	(1) なーふぁぬわらび・わかむん計画について (2) 次期計画概要・スケジュール (3) 那覇市青少年実態調査について
11月22日	市長から諮問	那覇市子ども・若者計画の改訂について
11月22日	第1回那覇市青少年問題協議会	(1) 副会長の互選 (2) 現計画期間延長について (3) 那覇市子ども・若者計画改訂について
令和2年 8月11日	第1回那覇市青少年問題協議会 幹事会	(1) 現計画期間再延長について (2) 次期計画の各施策・事業一覧について
11月19日	第1回那覇市青少年問題協議会	(1) 会長の互選 (2) 現計画期間再延長について (3) 次期「なーふぁぬわらび・わかむん計画」 骨子案について
3月22日	第1回那覇市青少年問題協議会 専門委員会	(1) 「青少年実態調査」アンケート結果の分析 について (2) 次期「なーふぁぬわらび・わかむん計画」 骨子案について（調整）
令和3年 7月30日	第1回那覇市青少年問題協議会 専門委員会	(1) 「第2次なーふぁぬわらび・わかむん計画」 素案について（調整） (2) 「青少年実態調査報告書」について（調整）
8月5日	第1回那覇市青少年問題協議会 幹事会	(1) 「第2次なーふぁぬわらび・わかむん計画」 素案について（各事業確認） (2) 「青少年実態調査報告書」について（報告）
8月30日	第1回那覇市青少年問題協議会	(1) 「第2次なーふぁぬわらび・わかむん計画」 素案について（調整） (2) 「青少年実態調査報告書」について（報告）
10月8日	第2回那覇市青少年問題協議会 専門委員会	「第2次なーふぁぬわらび・わかむん計画」素案 について（調整）
10月28日	第2回那覇市青少年問題協議会 幹事会	「第2次なーふぁぬわらび・わかむん計画」（案） について（調整）
11月19日	第2回那覇市青少年問題協議会	「第2次なーふぁぬわらび・わかむん計画」（案） について（承認）
12月20日	市長へ答申	「第2次なーふぁぬわらび・わかむん計画」につ いて（答申）
12月23日 ～1月24日	パブリックコメント実施	「第2次なーふぁぬわらび・わかむん計画」（案） について
3月29日	庁議報告	「第2次なーふぁぬわらび・わかむん計画」 策定について
3月	「第2次なーふぁぬわらび・わかむん計画」の策定	

5 那覇市青少年問題協議会 委員名簿 ※専門委員 (令和3年11月19日現在)

役 職	氏 名	所属等
会 長	島袋 恒男 ※	琉球大学 教育学部 名誉教授
副会長	伊波 就子	那覇市子ども会育成連絡協議会 副会長
委 員	平敷 兼栄	那覇市立小学校長会 会長
委 員	中村 斉	那覇市立中学校長会 会長
委 員	後野 哲彦	沖縄県中央児童相談所 所長
委 員	仲村渠 忠一	那覇市民生委員児童委員連合会 副会長
委 員	山内 昌満	沖縄県子ども生活福祉部 青少年・子ども家庭課 課長
委 員	赤嶺 裕之	那覇警察署 少年課 課長
委 員	安座間 なつみ	沖縄県キャリアセンター センター長
委 員	前泊 紀子	那覇市青少年健全育成市民会議 鏡原中学校区青少年健全育成協議会 会長
委 員	安里 幸治	那覇市PTA連合会 会長
委 員	眞喜志 修	那覇市青少年指導員連絡協議会 会長
委 員	吉川 麻衣子 ※	沖縄大学 人文学部 教授

第2次な～ふあぬわらび・わかむん計画
(那覇市子ども・若者計画)
令和4年3月策定

編集・発行	那覇市教育委員会 生涯学習部 生涯学習課
住所	〒900-8553 那覇市泉崎1丁目1番1号
TEL	098-917-3509
FAX	098-917-3521